

「岡山県感染症予防計画及び岡山県結核予防計画の一部改正」(案) に対するご意見の募集について

岡山県では、今年度、県の感染症対策の基本的な方向性を定める「岡山県感染症予防計画」と県の結核対策の基本的な方向性を定める「岡山県結核予防計画」の一部改正を行うこととしています。

この度、岡山県感染症対策委員会での審議等を経て、その案を取りまとめましたので、次のとおり県民の皆様のご意見・ご提言を募集します。多くのご意見等をお待ちしています。

1 計画の一部改正の概要 別紙

2 計画(案)の公開の方法

岡山県保健福祉部健康推進課のホームページに掲載しているほか、県庁保健福祉部健康推進課(県庁5F)、県政情報室(県庁4F)、各県民局総務課、各地域事務所地域総務課、きらめきプラザ(岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館)及び県立図書館(2F郷土資料部門)に備え付けています。

(岡山県保健福祉部健康推進課ホームページURL)

http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=36

3 ご意見等の提出方法

お名前、ご住所(市町村名のみで結構です)、性別、年齢、電話番号をご記入の上、次のいずれかの方法により、ご意見等をお寄せください。(その際には、どの部分についてのご意見かがわかるように、該当ページ及び箇所等を明記してください。)

郵送	〒700-8570 岡山県保健福祉部健康推進課 へて ※郵便番号とへて先を記入すれば、住所の記載は不要です。
ファクシミリ	(086) 225-7283
電子メール	kensui@pref.okayama.lg.jp
インターネット	岡山県保健福祉部健康推進課のホームページから、専用フォームに入力し、送信してください。(WindowsVistaSP2、Windows7については動作検証を行っておりませんのでご注意ください。また携帯電話には対応しておりません。ご了承ください。)

なお、電話でのご意見等はお受けいたしかねますので、ご了承ください。

また、ご意見等の提出に当たり様式を用意していますので、ホームページからダウンロードの上、ご利用ください。

4 募集期間

平成22年7月23日(金曜日)から平成22年8月23日(月曜日)まで

※最終日の8月23日につきましては、当日必着とさせていただきます。

5 ご提出いただいたご意見等の公表方法

ご提出いただいたご意見等の概要とそれに対する県の考え方、また、ご意見等に基づき本案を修正した場合は、県のホームページ等で公表します。(お名前、ご住所及び電話番号を公表することはありません。)

なお、いただいたご意見等に対する個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。また、賛否の結論だけを示したものや、趣旨が不明確なものなどにつきましては、県の考え方をお示しできない場合があります。

6 お問い合わせ先

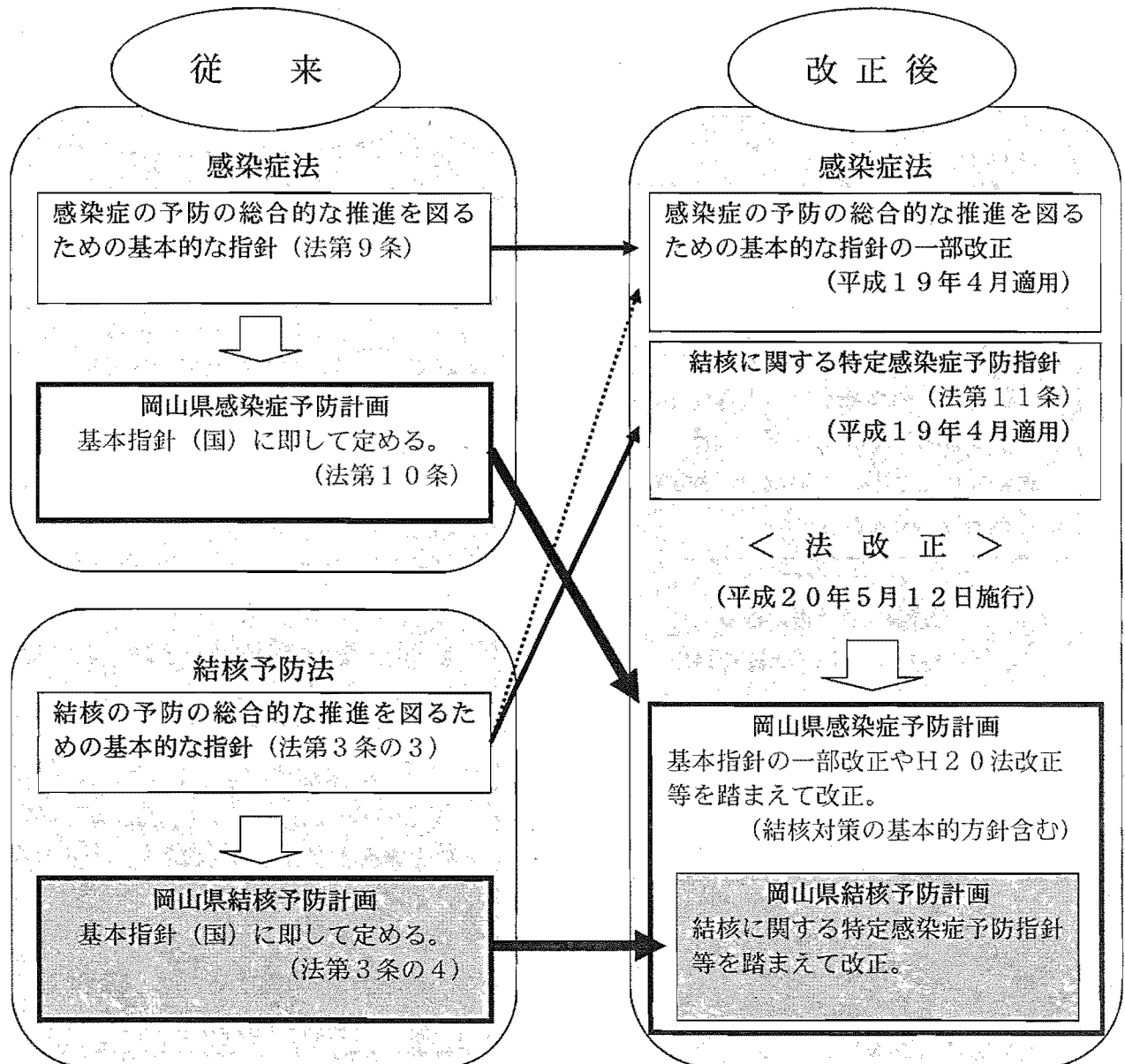
岡山県保健福祉部健康推進課 感染症対策班
電話番号(086)226-7331(直通)

「岡山県感染症予防計画」と「岡山県結核予防計画」の一部改正について

これまで本県では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づき「岡山県感染症予防計画」を、また、結核予防法に基づき「岡山県結核予防計画」を策定していたが、平成19年3月末日をもって結核予防法が廃止され、感染症法に統合されたことに伴い、本県においても、「岡山県感染症予防計画」の一部改正を行い、同計画の中に結核対策に係る基本的な方針を盛り込むこととする。

また、平成19年4月から感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針の一部改正が適用されるとともに、平成20年5月から感染症法の一部改正が施行されていることから、これらを踏まえて「岡山県感染症予防計画」の一部改正を行うこととする。

さらに、本県の結核対策をこれまで同様に着実に実施するため、結核対策について総合的に定める「岡山県結核予防計画」を「岡山県感染症予防計画」の一部として位置付けるとともに、平成19年4月1日から結核に関する特定感染症予防指針が適用されていることから、これを踏まえて「岡山県結核予防計画」の一部改正を行うこととする。



岡山県感染症予防計画 体系図

第1 感染症の予防の推進の基本的な方向

事前対応型行政の構築

- ・ 感染症発生動向調査のための体制整備
- ・ 感染症の発生及びまん延の防止に重点

県民に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策

- ・ 感染症の発生状況・動向・原因に関する情報の収集・分析
- ・ 分析結果、予防・治療に必要な情報の積極的な公表
- ・ 早期治療の積み重ねによる社会全体の予防の推進に転換

人権の尊重

- ・ 感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立
- ・ 感染症に関する個人情報の保護
- ・ 感染症に対する差別や偏見の解消のため、正しい知識の普及啓発

健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応

- ・ 感染症の発生状況等の的確な把握
- ・ 総合的な感染症発生動向調査体制の確立
- ・ 健康危機管理体制の構築

予防接種

- ・ ワクチンに関する正しい知識の普及
- ・ 予防接種の推進

県及び市町村の果たすべき役割

- ・ 感染症の発生の予防・まん延の防止のための施策
- ・ 正しい知識の普及
- ・ 情報の収集・分析・公表
- ・ 人材養成、検査体制の整備
- ・ 保健所、環境保健センターの機能強化 他

県民の果たすべき役割

- ・ 感染症に対する正しい知識の習得
- ・ 感染症予防への必要な注意
- ・ 感染症の患者等の人権の尊重

医師等の果たすべき役割

- ・ 患者等に対する適切な説明
- ・ 患者等の理解の下に良質かつ適切な医療の提供
- ・ 医療関係者の立場での県や市町村の施策への協力
- ・ 施設での感染症の発生の予防・まん延の防止のための措置

獣医師等の果たすべき役割

- ・ 獣医療関係者の立場での県や市町村の施策への協力
- ・ 動物取扱業者
 - ・ 感染症予防に関する知識・技術の習得、動物等の適切な管理他

第2 感染症の発生の予防及びまん延の防止

予防接種

感染症発生動向調査

保健所、環境保健センター、県の役割分担と連携

結核に係る定期の健康診断

感染症対策と食品衛生・環境衛生対策との連携

新感染症発生時の対応

健康診断・就業制限・入院

対物措置の実施、関係機関との連携

疫学調査

関係各機関及び関係団体との連携

第3 感染症に係る医療の提供体制の確保

第一種・第二種感染症指定医療機関の整備

感染症患者の移送

一般医療機関における感染症患者発生時の対応

特定地域で集団発生時の医療の確保

外来診療を担当する医療機関の選定

入院診療を担当する医療機関の確保

医薬品の備蓄又は確保

医療関係団体等との連携

第4 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策

緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策

国との連絡体制

地方公共団体相互間の連絡体制

関係機関・団体との連絡体制

第5 感染症及び病原体等に関する研究の推進、検査の実施体制、人材の養成、知識の普及、感染症の患者の人権の尊重他

調査及び研究の推進

感染症の病原体等の検査実施体制

感染症に関する人材の養成

感染症に関する知識の普及及び患者等の人権の尊重

その他感染症予防の推進に関する重要事項

岡山県結核予防計画 体系図

第1章 結核予防計画の基本的な考え方

計画の趣旨

- ・感染症予防計画の一部として策定
- ・5年ごとに再検討
- ・感染症対策委員会への照会等

基本方針

- 1 原因の究明
- 2 発生の予防及びまん延の防止
- 3 医療の提供
- 4 研究開発の推進
- 5 結核に関する人材の養成
- 6 普及啓発及び人権の尊重
- 7 その他

第2章 岡山県における結核の現状

結核患者の状況

- 1 結核罹患率の年次推移
- 2 年齢階級別結核罹患率
- 3 地域別結核罹患率
- 4 結核有病率
- 5 結核登録率
- 6 結核死亡率
- 7 肺結核患者に占める菌塗抹陽性患者の割合

結核の医療

- 1 発見の遅れ
- 2 化学療法
- 3 定期健康診断・予防接種
- 4 患者支援
- 5 医療機関等施設での集団感染の状況
- 6 結核病床数

第3章 結核対策の目標と取り組み

原因の究明

結核発生動向調査の体制等の充実強化

- ・職員の資質向上
- ・確実な情報把握
- ・処理精度の向上
- ・調査結果の活用
- ・県民への情報提供
- ・医療機関への情報提供

発生の予防及びまん延の防止

結核の早期診断と治療

- ・早期受診、早期診断・治療できる状況の確立

- ・県民への普及啓発

- ・医療関係者への研修会等

定期的健康診断・BCG接種の徹底

- ・定期健康診断及びBCG接種の必要性の周知等

接触者健康診断の徹底

- ・接触者健康診断の確実な実施等

医療の提供

適正医療の普及

- ・標準化学療法等の普及等

患者支援の徹底

- ・早期社会復帰の支援
- ・地域DOTSの推進

医療機関の確保

- ・十分な結核病床の確保

研究開発の推進

県及び保健所を設置する市における研究開発の推進

- ・人材の育成
- ・結核対策に必要な疫学的調査及び研究の推進
- ・結核の情報発信拠点としての機能強化

人材の養成

県及び保健所を設置する市等における結核に関する人材の養成

- ・研修会への職員派遣
- ・講習会等の開催
- ・結核指定医療機関における医師の能力向上のための研修等
- ・医師会等による結核関係の情報提供及び研修の実施

普及啓発及び人権の尊重

適切な情報の公表及び正しい知識の普及等

- ・保健所からの情報提供、相談等
- ・県民の結核に関する正しい知識の取得と感染予防

人権の尊重

- ・医療関係者から患者等への十分な説明と同意に基づいた医療の提供
- ・結核患者への差別や偏見の解消

その他

施設内（院内）感染の防止

- ・医療機関 ・学校、社会福祉施設、学習塾等

小児結核対策

- ・接触者健康診断の実施 ・化学予防の徹底等

保健所の機能強化

- ・市町村の技術支援 ・適正医療の普及 ・患者の治療支援 ・地域への情報発信
- ・発生動向の把握等

岡山県結核予防計画における達成目標数値